

芽室町住宅リフォーム等奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内業者の施工により住宅リフォーム等をした者に対し、奨励金を交付することにより、町民の住環境の向上と町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び町内の消費喚起を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 居住の用に供する家屋又は家屋の部分（居住の用以外の用に供する部分との共用部分を含む。）とし、建築基準法その他関係法令に違反していないものをいう。ただし、賃貸住宅を除くものとする。

(2) リフォーム等 住宅に第4条第2項に掲げる工事を行うことをいう。

(交付申請)

第3条 奨励金の申込みができる者はリフォーム等を行う者で、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 町内の住宅に居住する者（リフォーム等完了後に居住する場合を含む。）のうち、住宅を所有する者又は所有者の3親等以内の親族（第4条第2項第4号に掲げる工事の場合は、住宅への居住を要件としない。）

(2) 町内に住所を有する施工業者により住宅のリフォーム等を行う者

(3) リフォーム等実施前で、市町村税（都市計画税及び国民健康保険税（料）を含む。）を滞納していない者

2 前項に掲げる要件を満たす者で、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等を行う年度の4月1日から1月31日までの間で、工事着工前に芽室町住宅リフォーム等奨励金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条の2 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に芽室町住宅リフォーム等奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(事業対象経費等)

第4条 事業対象経費は次項に掲げる費用とし、1つの住宅について年度内1回限りとする。

2 リフォーム等の費用は、次の各号のいずれかに該当する工事に要した経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものとする。ただし、他の制度により補助等の対象となっている金額を除く。

- (1) 住宅の修繕、補修（一部増築及び耐震補強を含む。）工事
- (2) 建物の内外装の改修工事
- (3) 給湯器、風呂、台所、トイレ及び暖房設備の修繕、補修及び取り替え工事
- (4) 住宅の解体撤去工事

3 前2項の規定にかかわらず、店舗又は事務所が併設された部分を含む住宅のリフォーム等については、住宅部分を補助対象とし、共用部分については按分し補助対象を算出する。

(奨励金の額)

第5条 前条第2項で規定するリフォーム等の奨励金は、工事に要した経費の5パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額に相当するめむろポイントカード会が発行するMカードのMポイントとする。ただし、当該経費の5パーセントに相当する額が5万円を超えるときは、5万円相当のMポイントとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、リフォーム等完了から30日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに、芽室町住宅リフォーム等奨励金実績報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請翌年度の4月1日を過ぎた場合は、リフォーム等完了から30日を経過した日までとする。

- (1) リフォーム等実施前の住宅の状況を明らかにする写真
- (2) リフォーム等実施後の住宅の状況を明らかにする写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に、芽室町住宅リフォーム等奨励金の額の確定通知書（第4号様式）により通知し奨励金を交付する。

(調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときは、芽室町住宅リフォーム等奨励金交付決定の取消通知書（第5号様式）により、決定の取消及び奨励金の一部又は全部について返還を命ずることができる。奨励金の額の確定があった後においても同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。(平成27年12月16日決定)

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成28年1月31日までの間に、この要綱による改正後の芽室町住宅リフォーム奨励事業実施要綱（以下「改正後要綱」という。）第3条第2項の規定により行われる申請に用いる第1号様式、及び改正後要綱第6条の規定により行われる報告に用いる第3号様式については、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においても、市町村税の納税証明書及び芽室町の住民票の提出を省略することができる。

4 前項の規定のうち、市町村税の納税証明書の提出を省略することができる規定は、申請のあった日の属する年の1月1日時点で芽室町に在住している者にのみ適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年7月12日決定)

第1号様式（第3条第2項関係）

芽室町住宅リフォーム等奨励金交付申請書

年 月 日

芽室町長 あて

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

芽室町住宅リフォーム等奨励事業実施要綱に基づき、次のとおり奨励金の交付申請をします。なお、芽室町住宅リフォーム等奨励金支給決定のため、住民票並びに町税等の課税及び納付に関する書類を調査、照会、閲覧されることを承諾します。

記

- 1 リフォーム等工事実施予定住宅
 - ・住所 _____
 - ・所有者氏名 _____（申請者との続柄 _____）
- 2 工事見積金額（税込み） _____ 円
 （うちリフォーム等工事補助対象金額 _____ 円）
- 3 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 工事内容

施工業者	名称		所在地	芽室町
工事内容				
見積金額		円（税込み）		

- 5 他制度による補助等の受給予定

他制度利用（予定）の有無	有 ・ 無	
利用補助制度名称	補助対象金額	
	円	

■添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 交付申請日が属する年の1月1日現在、芽室町内に住所を有していない者は、同日住所のあった市町村が発行する納税証明書を添付
- (3) その他町長が必要と認める書類

※芽室町使用欄（申請者は記入しないでください）

*住宅所有者照合欄	相違あり・相違なし	照合担当者印	
*市町村税滞納確認欄	滞納あり・滞納なし	確認担当者印	

芽室町住宅リフォーム等奨励金交付決定通知書

商工第 号
年 月 日

様

芽室町長 印

年 月 日付けで申請のあった芽室町住宅リフォーム等奨励金交付について、次のとおりに決定したので通知します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

1 交付対象内容

(1) 所有者氏名

対象住宅住所

芽室町

(2) 施工業者名

住所

芽室町

(3) 工事見込金額（税込み）

円

（うち、リフォーム等工事補助対象金額

円）

(4) 工事実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 交付条件

(1) リフォーム等が完了したときは、速やかに第3号様式を町長に提出してください。

(2) 町長は申請者が虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたことが明らかになったとき、または、町税等の滞納が確認できた場合は、交付決定の取消及び奨励金の返還を命ずることができます。額の確定があった後においても同様とします。

* 工事予定期間よりもリフォーム等の完了が遅れる場合は速やかに連絡してください。

（商工労政課商業振興係 電話 66-5964）

芽室町住宅リフォーム等奨励金の額の確定通知書

商工第 号
年 月 日

様

芽室町長 印

次のとおり奨励金の額の確定をしたので通知します。

記

1 交付対象内容

(1) 対象住宅 住 所 _____

所有者氏名 _____

(2) 工事金額（税込み） _____ 円

（うち、リフォーム等工事補助対象金額 _____ 円）

(3) 工事実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

2 奨励金 めむろポイントカード会Mポイント _____ ポイント

3 交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

芽室町住宅リフォーム等奨励金交付決定の取消通知書

商工第 号
年 月 日

様

芽室町長 印

芽室町住宅リフォーム等奨励金の交付決定の取消を通知します。

記

1. 取消理由

(商工労政課商業振興係)